

## 第16回大阪地方労働審議会港湾労働部会 議事録

- 1 日時 平成29年2月17日(金) 10:00~12:00
- 2 場所 大阪労働局 第2庁舎 14階 会議室
- 3 出席者  
公益委員 : 石田委員・飴野委員・石黒委員・横見委員  
労働者委員 : 大野委員・佐竹委員・奈良山委員・樋口委員・三宅委員  
使用者委員 : 栗田委員・中谷委員・間口委員  
専門委員 : 近畿運輸局海事振興部貨物・港運課田畑課長(代理出席)  
大阪府港湾局 兜玉次長(代理出席)  
大阪市港湾局 藪内局長  
事務局 : 大阪労働局職業安定部職業対策課村田課長・五代儀課長補佐・小阪係長・米良班長・山口係員  
大阪港労働公共職業安定所 廣木所長・新井課長・杉浦係長  
オブザーバー : (一財)港湾労働安定協会大阪支部 中野支部長  
随行者 : 近畿運輸局海事振興部貨物・港運課 永田係長
- 4 議題 (1) 大阪港の雇用秩序の維持について  
(2) 港湾労働者派遣制度の活用状況等について  
(3) その他
- 5 議事 以下のとおり

( 五代儀補佐 )

定刻となりましたので、第16回大阪地方労働審議会港湾労働部会を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、大阪労働局職業安定部職業対策課長の村田より、開会のごあいさつをさせていただきます。

( 村田課長 )

おはようございます。大阪労働局職業安定部職業対策課長の村田でございます。第16回大阪地方労働審議会港湾労働部会の開催にあたり、事務局を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、何かとご多忙のところ、またお足元の悪いところ、本部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から大阪労働局の業務運営、とりわけ港湾労働行政の推進に、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、重ねて厚くお礼申しあげます。

はじめに、最近の経済情勢ですが、平成29年1月の月例経済報告におきまして、「景気は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」という判断がなされています。

一方、雇用失業情勢でございますが、直近の大阪における完全失業率は、平成28年7月から9月の推計値となりますが、4.1%と前期より0.4ポイント改善しております。

また、大阪における平成28年12月の有効求人倍率につきましては、1.48倍と、平成以降最高の数値を更新しており、「現下の雇用失業情勢は、改善が進んでいる。」ところでございます。

このように、景気は緩やかに改善しつつある状況ではございますが、私ども大阪労働局としましては、今後の展開を注視するとともに、平成26年4月から適用されております「港湾雇用安定等計画」に基づきまして、港湾労働者の雇用秩序の確立と維持に向けた取組みを継続して参る所存でございます。

本日の議事内容でございますが、「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」、「港湾労働者派遣制度の活用状況について」となっております。

「港湾労働者派遣制度の活用状況について」は、一般財団法人港湾労働安定協会の中野支部長様からご説明いただきます。

また、その他といたしまして、「大阪港における船舶積卸し実績等について」国土交通省近畿運輸局の田畑課長様から後ほどご報告いただけることとなっております。よろしく申し上げます。

最後になりましたが、本日の部会におきまして、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜り、今後の港湾労働行政に反映させてまいりたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いを申しあげます。

簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

( 五代儀補佐 )

申し遅れましたが、本日司会を務めさせていただきます、大阪労働局職業安定部職業対策課の五代儀と申します。よろしくお願いたします。

それでは、本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。

上から順番に本日の次第、配席図、出席者名簿、本部会の委員名簿、規程集となっております。その下に説明資料として大阪労働局説明資料の(1)と(2)、一般財団法人港湾労働安定協会説明資料、最後に近畿運輸局説明資料をお配りしております。また、別途、参考資料といたしまして、港湾労働法遵守強化旬間に係る資料、港湾技能研修センターに係る資料、港湾労働法に係る資料、最後に港湾労働安定協会資料を配布しております。不足資料がございましたら、恐れ入りますが挙手をお願いします。

続きまして、本日、ご出席いただいております委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

公益代表委員の石田委員でございます。

飴野委員でございます。

石黒委員でございます。

横見委員でございます。

続きまして、労働者代表委員をご紹介します。

大野委員でございます。

佐竹委員でございます。

三宅委員でございます。

樋口委員でございます。

奈良山委員でございます。

続きまして、使用者代表委員をご紹介します。

栗田委員でございます。

間口委員でございます。

中谷委員でございます。

続きまして、専門委員をご紹介します。

佐藤委員の代理として、近畿運輸局海事振興部貨物・港運課長の田畑様にご出席いただいております。

辰谷委員の代理として、大阪府港湾局次長の兜玉様にご出席いただいております。

藪内委員でございます。

なお、公益代表委員の谷岡委員、使用者代表委員の藤倉委員、古川委員につきましては、本日所用のため、欠席となっております。

また、本日は、一般財団法人港湾労働安定協会大阪支部長の中野様にオブザーバーとしてご出席いただいております。

なお、随行者及び事務局職員につきましては、お手元の出席者名簿で、紹介に代えさせていただきたいと思っております。

定足数につきましてご報告させていただきます。本日の委員の出席状況につきましては、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員3名の計12名の委員のご出席をいただいておりますので、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程及び地方労働審議会令第8条第1項の規定により、本部会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

なお、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程第5条により、本日の会議は議事録の開示を含めまして原則、全て公開となっております。大阪労働局のホームページに掲載することとしておりますので、併せてご報告申し上げます。

また、ご発言につきましては、議事録作成の都合上、お手数ですがマイクを通していただくようお願いいたします。

それでは、この後の部会の議事運営につきましては、運営規定第4条に基づき、石田部会長をお願いいたします。

( 石田部会長 )

ご紹介いただきました、石田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、大阪港における港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進という観点から、皆様より忌憚のないご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程第6条第1項による議事録の署名人を指名させていただきます。公益代表委員からは、私、石田が、労働者代表委員からは、三宅委員に、使用者代表委員からは、栗田委員に、それぞれお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事にはいりますが、本日の議題は「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」、「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」となっております。

まず、「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組み状況について」事務局から説明させていただきます。ご意見・ご質問等につきましては、後ほど時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

( 小阪係長 )

大阪労働局職業安定部職業対策課の小阪でございます。

私の方からは議題の1番といたしまして、「大阪港における港湾雇用安定等計画の取り組みについて」大阪労働局説明資料(1)と説明資料(2)によりご説明いたします。説明資料(1)は、港湾雇用安定等計画及び大阪港における取組状況を、説明資料(2)は、その詳細資料でございます。また、本日机上配付の資料もでございますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

はじめに、説明資料(1)の港湾雇用安定等計画でございますが、港湾労働法第3条におきまして、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に関する計画を策定することとなっております。計画に定める事項は、「港湾労働者の雇用の動向に関する事項」、「労働力の需給の調整の目標に関する事項」、「港湾労働者の雇用の改善並びに能力開発及び向上を促進するための方策に関する事項」、「港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項」ととなっております。現行の計画につきましては、平成26年度から平成30年度までの5カ年計画となっております。今年度は計画の3年目でございます。この計画における平成28年度の取り組み状況についてご説明いたしますが、内容によっては平成27年度の取り組み状況の記載となっておりますので、ご了解願います。

それでは、大阪港における「港湾労働者の雇用の動向に関する事項」及び「雇用秩序の維持」を中心にご説明いたします。説明資料(1)の左側が平成26年度から適用されている計画の内容で、右側が平成28年度の大阪港における取組状況でございます。

「1 計画の基本的な考え方」といたしまして、「(1)計画のねらい」、「(2)計画の背景と課題」がございまして、2ページ、3ページと続いております。「(3)計画の期間」ですが、先程も申し上げましたとおり、平成26年度から平成30年度までの5ヶ年計画です。

続きまして、3ページ「2 港湾労働者の雇用の動向に関する事項」でございます。「(1)港湾運送量の動向」ですが、平成27年度における大阪港の船舶積卸量は、約9,200万トンでございまして、平成26年度の約9,900万トンから約7.0%減少しております。

続きまして、「(2)港湾労働者の雇用の動向」の「イ 労働者数」でございます。平成28年12月末時点の大阪港における常用港湾労働者数は、7,043人となっており、前年同月の6,910人と比較しまして、約1.9%増加しております。説明資料(2)の資料1をご覧ください。港湾労働者数の推移を記載しております。これは各年度末、3月31日時点の数字でございます。右側の合計欄をご覧くださいますと、平成27年度末時点では6,959人となっており、平成21年度末の5,837人以降、6年連続で増加している状況

でございます。先程申し上げましたとおり、平成28年12月末現在では7,043人ですので、今年度に入ってから増加傾向は続いております。

次のページにございます、資料2は、6大港のデータでございます。上段の常用港湾労働者数は、平成28年3月末現在の数字でございます。一番右の6大港合計の常用港湾労働者数は、33,403人と、前年同月の33,604人と比較して0.6%の減少となっております。次に6大港別に見ていきますと、東京港は4,469人で、昨年同月が4,549人でしたので、1.8%の減となっております。横浜港は7,818人で、昨年同月が7,962人ですので、1.8%の減となっております。名古屋港は5,396人で、昨年同月が5,437人ですので、0.8%の減となっております。大阪港は6,959人で、昨年同月が6,811人ですので、2.2%の増でございます。神戸港は5,373人で、昨年同月が5,373人ですので、増減なしとなっております。最後に関門港は3,388人で、昨年同月が3,472人ですので、2.4%の減となっております。このように、平成28年3月末の常用港湾労働者数は前年同月と比較して、大阪港以外の全ての港湾において減少または昨年と同水準となっております。また、大阪港の常用港湾労働者数は横浜港に次いで多い状況でございます。5年間の推移を見ていただいてもお分かりのとおり、大阪港以外は減少傾向でございます。

それでは説明資料(1)へ戻っていただきまして、3ページの「ロ 就労状況」でございます。大阪港における港湾労働者の平成27年度月間平均就労延数は、平成26年度に比べ0.9%増加しておりまして、122,905人日となっております。その内、常用港湾労働者の占める割合は99.7%となっております。

詳細につきましては、説明資料2になります。資料2の下段の6大港港湾労働者就労状況をご覧ください。平成27年度の6大港の月平均就労延日数の合計は、550,951人日でございます。平成26年度は、564,170人日でしたので、前年度比2.3%の減となっております。内訳としましては、常用労働者が531,680人日で、前年度比2.5%の減、派遣労働者が2,225人日で、前年度比6.9%の減、日雇労働者が17,046人日で、前年度比3.9%の増となっております。

大阪港の状況につきましては、次のページの資料3をご覧ください。上の表の大阪港港湾労働者就労状況表の中段あたり、網掛けの下のところですが、平成27年度の月平均の状況をご覧ください。平成27年度月平均就労延数は122,905人日で、そのうち常用労働者は122,536人日、派遣労働者が305人日、日雇労働者が64人日で、その右側の網掛けの比率で見ますと常用労働者が99.7%、派遣労働者が0.2%、日雇労働者が0.1%とな

っております。月別の就労延数ですが、表の左側に合計欄を記載しております、カッコ内の数字は対前年同月比の増減でございます。平成27年度の就労延数は、前年度比0.9%の増でございます。それぞれ、常用労働者が前年度比1.0%の増、派遣労働者が前年度比20.2%の減、日雇労働者が前年度比45.1%の減となっております。一番下の表は、大阪港の港湾労働者の月別の就労日数の推移を平成25年、26年、27年度別に折れ線グラフにしております。ご覧のように、港湾労働者の就労日数は、月により波動性があることが窺えるところでございます。ちなみに、1ページ戻りまして、資料2の下の表は、平成27年度の6大港の就労状況でございます。平成27年度の就労形態の比率は、下段の右側でございますが、常用労働者が96.5%、派遣労働者が0.4%、日雇労働者は3.1%となっております。日雇労働者の割合は全国平均3.1%と比べまして、大阪港は0.1%と少ない状況になっております。

続きまして、説明資料(1)へ戻っていただきまして、4ページの「ニ 港湾労働者の年齢構成」でございます。平成28年12月末現在の数字でございますが、30歳未満が1,197人で、構成比は17.0%、30歳以上40歳未満が1,678人で、構成比は23.8%、40歳以上50歳未満が2,340人で、構成比は33.2%、50歳以上が1,828人で、構成比は26.0%となっております。全体の平均年齢は42.0歳となり、前年度より若干高くなっております。

詳細につきましては、説明資料(2)の資料4をご覧ください。直近の平成28年12月末現在の、事業の種類別の年齢構成のデータを付けておりますので参考にしてください。

次に、説明資料(1)に戻っていただきまして、4ページの3の「(1)労働力の需給の調整の目標」に関する事項でございます。港湾荷役作業につきましては、企業に雇用される常用港湾労働者によることが基本となります。港湾運送の波動性に対応する企業外労働力といたしましては、港湾労働者派遣制度に基づいた、他の企業に雇用される常用港湾労働者の派遣による対応が原則とされておりまして、一層の徹底を図ることとしております。

それでは、次のページの、「(2)労働力の需給の調整に関して講ずべき措置」の「イ 労働局及び公共職業安定所が講ずる措置」、(イ)についてですが、雇用管理者研修会を11月18日に港湾労働安定協会主催で実施していただき、34名の参加がございました。その中でお時間をいただきまして、大阪港労働公共職業安定所から港湾労働法の法令遵守を中心に説明を行い、遵法意識の高揚を図っております。また、大阪港労働公共職業安定所において、平成28年

12月末現在、239社に対し、訪問指導を行い、港湾労働法の法令遵守の徹底、制度の啓発・指導を行いました。

続いて、「(ハ) 直接雇用の日雇労働者問題への対応」ですが、大阪港における平成27年度の関連事業への直接雇用の日雇労働者就労延数は、合計で772人日でございますが、これは港湾労働者全体の就労延数の0.1%となっております。名古屋港の次に少ない状況になっております。

その下の、「(ニ) 雇用秩序の維持」でございますが、港湾労働法遵守強化旬間を毎年11月21日から30日に設定をしまして、港湾関係者の遵法意識の一層の高揚を図るとともに、各種の啓発事業を通じまして違法就労の防止に努めております。具体的には、○印のところに記載しております。先程申し上げましたが、大阪港労働公共職業安定所による事業所訪問指導を延べ239社、現場パトロールを56回実施しております。また、関係行政機関で実施しております合同立入検査を6月17日、9月21日に行い、次回は2月24日に予定しております。また、労働者代表、使用者代表、関係行政機関からなる港湾雇用秩序連絡会議を7月11日、10月21日に開催し、その構成委員による共同パトロールを7月13日、11月7日及び11月14日に実施しております。大阪港ワッペン委員会は、11月14日、12月6日、26日に開催され、大阪港労働公共職業安定所が出席しておりますが、大阪港ワッペン委員会と連携を図りながら、ワッペン制度のなお一層の定着に向けて、周知・啓発を行うこととしております。

詳細につきましては、説明資料(2)の資料5をご覧ください。大阪港労働公共職業安定所による平成28年度の事業所訪問及びパトロールの実施状況について表にしております。訪問事業所数は28年4月から28年12月まで239社で、11月は192社と突出しておりますが、これは港湾労働法遵守強化旬間の行事として実施しております。パトロール回数につきましては56回、パトロールに対応する事業所数が144社、隻数が22隻、上屋・倉庫への訪問回数が77回となっております。右側の港湾パトロールにおける指導状況ですが、ワッペン未貼付が0件、ヘルメット未着が3件となっております。一番下の港湾労働法関係の重大違法事象の指導は平成28年12月時点でゼロ件となっております。なお、この事業所訪問及び港湾パトロールの実施状況の詳細については、後ほど、大阪港労働公共職業安定所から報告させていただきます。

続きまして、次のページの資料6ですが、平成28年度の港湾労働法遵守強化旬間行事の実施結果となっております。実施項目といたしましては5点ございまして、「1 横断幕等による周知・啓発」、「2 文書等による周知・啓発」、「3 陸上・岸壁・海上キャンペーン」、「4 啓発会議等」、「5 共同パトロ



ール」を実施してまいりました。こちらの資料についての詳細につきましても、大阪港労働公共職業安定所から報告させていただきます。

次のページの資料の7は、大阪港における平成28年12月末現在の派遣許可事業所状況でございます。派遣許可事業所数は59事業所61業務で昨年度より事業所数、業務数ともに1減少しております。また、派遣登録者は2,028名となっております。

資料8は、大阪港・堺泉北港における海運貨物取扱トン数の推移を昭和41年から記載しております。平成27年の取扱トン数はご覧のとおりとなっております。平成27年は大阪港、堺泉北港ともに減少に転じております。

続きまして、説明資料(1)8ページに戻っていただき、併せて机上配付資料をご覧ください。「能力の開発及び向上を促進するための方策について」でございます。平成26年12月に港湾技能研修センター、愛知県豊橋市にございますが、こちらにガントリークレーンシミュレーターを導入し、平成27年4月よりシミュレーションの講習を実施しています。また、今年度にはこのシミュレーターにトランスファークレーンに係る機能を追加し、3つのコンテナ荷役方式、シャーシ方式、ストラドル・キャリア方式、トランスファークレーン方式、に対応できるようになったところです。また、その下の「2.平成27年度におけるシミュレーターを利用した講習の実施状況について」は、合計32人と受講者数が低調であったことから、今年度については講習のさらなるPR・受講内容の見直しが課題となっていたところです。次のページは、先日のマリタイムデーリーニュースの記事ですが、神戸にある港湾短大のガントリークレーンシミュレーターについて長期間故障状態であったものが、2年半ぶりに復活したとのこと。港湾労働者の技術向上・伝承の面でも大きな期待が寄せられているとのこと。その次のページは、これもマリタイムデーリーニュースの記事ですが、港湾労働安定協会が運営する港湾技能研修センターが現在の豊橋市から神戸港ポートアイランドの2期に移転拡充、2020年4月に開業することになったとのこと。敷地面積は現在の約2倍、訓練機器もより強化・充実され、港湾労働者のための総合的な能力開発施設として全国最大規模のものになる予定です。

私からは以上でございます。それでは、続きましてパトロールの実施状況と港湾労働法遵守強化旬間の実施結果につきまして、大阪港労働公共職業安定所から報告させていただきます。

( 新井課長 )

大阪港労働公共職業安定所の新井でございます。私からは、大阪港労働公共職業安定所が行っております、事業所訪問及び港湾パトロールの平成28年度

の実施状況及び平成28年度の港湾労働法遵守強化旬間行事の実施結果について、補足でご説明させていただきます。

資料は大阪労働局説明資料(2)資料5をご覧くださいと思います。平成28年4月から12月までの実施状況の表となっております。左側の一覧表「事業所訪問及び港湾パトロール実施状況」について説明いたします。訪問事業所数は港湾パトロールに併せて事業所訪問をさせていただいて港湾労働法の指導・啓発を行っておりますので、その訪問件数を計上しております。11月が192社と突出しておりますのは、先程大阪労働局から説明がありましたが、港湾労働法遵守強化旬間において陸上キャンペーンを実施しており、183社の事業所訪問を行いました分が、計上されております。この分を除外しますと合計56社となり、一月平均6社前後の訪問数となります。その右側に「パトロール回数」がありますが、これは例月、大阪港労働公共職業安定所で実施しております港湾パトロールの回数を計上しております。こちら合計56回となり、一月5~8回パトロールを行っております。そして、その右側に「パトロール」に対応する「事業所数」、「隻数」、「上屋・倉庫」数ということになっております。上屋・倉庫パトロール時には、現場事務所を訪問して港湾労働法遵守についてリーフレット配布等、周知・啓発に努めております。

次に、右側の一覧表「港湾パトロールにおける指導状況」について説明いたします。「ワッペン未貼付」、「ヘルメット未着」の確認件数を計上しております。残念ながら、若干、今年度におきましても件数として確認されております。まずは「ヘルメット未着」についてですが、11月に2件、12月に1件と、12月末までに3件確認しております。11月の事案ですが、1件は、フォークリフト運転手が上屋内においてヘルメット未着で作業をしていましたので、一旦作業を中止させ、作業責任者に指導を行い、ヘルメット着用・ワッペン貼付を確認後、作業再開させました。もう1件は、雇用秩序共同パトロール時にヘルメット未着でフォークリフトを運転している作業員を1名見かけましたので着用指導を行いました。荷役作業を行うためにフォークリフトを移動しているところでしたが、安全面からもフォークリフト運転時はヘルメットを着用するよう指導しました。12月の事案につきましては、上屋パトロール中にフォークリフトによる荷捌き及びバン詰め作業中の作業員2名がヘルメット未着で作業をしていたので一旦作業を中止させ、作業責任者に指導を行い、ヘルメット着用・ワッペン貼付を確認後、作業再開させました。「ワッペン未貼付」については12月末までに確認事案はありません。

続きまして、最後に下段の「事業所指導状況(重大違法事象)」につきましてですが、12月末まで0件でございます。しかし1月に1件、沿岸荷役の労働者3名がワッペン未貼付だったという事案が発生しました。事業所責任者に事

情聴取したところ、当該事業所の常用労働者ではないことが判明したため、後日代表者をハローワークに呼び出して事実確認及び経緯等について聴取いたしました。本件については、重大違反事象として事業所に通告し、現在、報告書の提出を指示しております。報告書受理後、大阪労働局と協議のうえ早急に是正勧告処分を行い、是正計画書に基づく改善の確認及び雇用秩序の確立のため事業所指導を行ってまいります。

続きまして、大阪労働局説明資料（２）資料６は、平成２８年度港湾労働法遵守強化旬間行事実施結果となっております。この旬間につきましては、港湾における雇用秩序の確実な維持を図るため、毎年１１月２１日から３０日までを強化旬間として設定いたしまして、様々な広報活動などを行うこととしております。

実施項目の１番目の項目ですが、１１月中、大阪港労働公共職業安定所に横断幕及び懸垂幕を掲示するとともに、立看板を設置しまして、周知・啓発を行いました。立看板につきましては、平成２６年度に作成したものを大阪市港湾局、大阪府港湾局のご協力のもと、大阪市港区港晴の、通称、高野堀交差点と堺泉北港の汐見埠頭に掲出しまして、周知・啓発を行いました。机上配布資料の「港湾労働法遵守強化旬間に係る取り組み結果」の表面上部に掲載しておりますので、ご参照ください。

２番目の「文書等による周知・啓発」でございますが、１１月１１日に周知・啓發文書とポスターを港湾関係事業所に郵送いたしまして、事務所等へ掲示依頼を行い、旬間の周知にご協力いただきました。

３番目の「陸上・岸壁・海上キャンペーン」でございますが、陸上キャンペーンにつきましては、大阪港労働公共職業安定所におきまして、１１月８日の大阪港を皮切りに１８日の北港・安治川まで順次１８３事業所を訪問し、港湾労働法遵守の啓発を行いました。岸壁キャンペーンにつきましては、１１月２４日に北港、南港、大阪港、堺泉北港において、荷役作業現場でのぼりを掲げ、港湾労働者に対して港湾労働法遵守の呼びかけを大阪労働局と大阪港労働公共職業安定所の職員で行いました。こちらは、机上配布資料の「港湾労働法遵守強化旬間に係る取り組み結果」の裏面下部をご参照ください。また、海上キャンペーンにつきましては、１１月２１日に広報船で大阪港湾内を約２時間巡り、船上や岸壁で作業中の港湾労働者に向けて、拡声器を使って法の周知と遵守を呼びかけました。大阪労働局・ハローワークのほか、近畿運輸局・大阪市港湾局・労働基準監督署・港湾労働安定協会等関係機関からもご参加いただきました。こちらは、机上配布資料の「港湾労働法遵守強化旬間に係る取り組み結果」の裏面上部をご参照ください。

4番目の「啓発会議等」でございますが、11月18日に大阪港労働公共職業安定所と港湾労働安定協会との共催で開催いたしました雇用管理者研修の場におきまして、大阪港労働公共職業安定所から雇用秩序の維持につきまして、説明いたしました。

5番目ですが、大阪港港湾雇用秩序連絡会議委員の皆様によるパトロールでございます。11月7日に大阪港及び南港方面、11月14日に堺泉北港方面のパトロールを実施いたしました。こちらは、机上配布資料の「港湾労働法遵守強化旬間に係る取り組み結果」の表面下部をご参照ください。

最後に、この実施結果の表には記載していませんが、昨年度から大阪労働局のプレスリリースにより、港湾労働法の遵守についてのキャンペーン実施について広報を行い、港湾・海運業界専門紙のマリタイムデーリーニュースにキャンペーンについて掲載されました。こちらは、机上配布資料大阪労働局プレスリリース、マリタイムデーリーニュースをご参照ください。また、今年度新たに大阪市港湾局様及び公益社団法人大阪港振興協会様のご協力により大阪市港湾局のホームページ及び大阪港振興協会の会員の方々へのメールマガジンに港湾労働法遵守強化旬間の広報について掲載をしていただき、関係事業者への周知・啓発を行いました。私からの説明は以上でございます。

( 石田部会長 )

ありがとうございました。

それでは、「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」港湾労働安定協会大阪支部の中野支部長からご説明いただきます。よろしく願いいたします。

( 中野支部長 )

港湾労働安定協会の中野でございます。私からは大阪支部における港湾労働者派遣制度の取扱状況を中心に説明させていただきます。

資料は「一般財団法人港湾労働安定協会説明資料」と机上配布資料として、「平成27年度業務年報」という冊子、「大阪港湾労働者雇用安定センターのごあんない」というリーフレットがあると思います。

説明資料から説明をさせていただきます。まず、「協会ー1」の「平成28年度主要業務取扱状況」から説明させていただきます。「1. 港湾労働者派遣事業取扱状況」でございます。この表は派遣先事業所から港湾労働者の派遣の申し込みがあった「あつ旋申込数」とあつ旋申込に対して港湾労働者の派遣が成立した「派遣数(成立)」そして、派遣可能者が派遣成立しなかった「派遣不調数」を平成26年度、27年度の年度比、そして今年度と比較するために27年度12月までの累計と今年度28年度の昨年12月分までの累計を計上し、前年

同月比を表示しております。なお、今年度の4～12月の各月ごとの状況はその下に表示しております。平成28年度の状況を説明いたします。

表の左側の「あつ旋申込数」をご覧ください。月別状況は4月が326人、5月が340人、6月が381人、7月が321人、8月が372人、9月が498人、10月が502人、11月が426人、12月が333人と平成28年度の12月までの累計は3,499人となっております。荷役作業別の状況は、船内が1,462人、沿岸が1,432人、関連が605人となっております。27年度の12月までの累計が3,584人ですから、人数で85人の減、率で2.4%のマイナスとなっております。

次に、表の中ほど「派遣数（成立）」をご覧ください。4月が261人、5月が291人、6月が301人、7月が268人、8月が319人、9月が434人、10月が450人、11月が375人、12月が290人と平成28年12月までの累計は2,989人となっております。荷役作業別の状況は船内が1,462人、沿岸が1,429人、関連が98人となっております。27年度の同月までの累計が2,947人ですから、人数で42人増、率で1.4%のプラスとなっております。

次に、下のグラフをご覧ください。平成26年度、27年度、28年度のあつ旋申込数・派遣数の月別の状況を比較してご覧いただけるとと思います。棒グラフがあつ旋申込数、折れ線グラフが派遣数となっております。棒グラフのあつ旋申込数の白抜きの棒グラフが28年度分で、27年度と比較してみますと、4月、5月、7月、12月は前年を下回っておりますが、その他の月は上回っております。グラフの右端の月平均を見ていただきますと、28年度は12月までの平均ではございますが、27年度を上回っていることが分かります。折れ線グラフの派遣数においてもあつ旋申込数同様の状況となっております。

上の表の右側、派遣不調数の28年度の欄をご覧ください。28年度の12月までの派遣不調数累計が2,935人。その上段の27年度の12月までの3,033人と比べて、人数で98人、3.2%の減となっております。以上で、「協会－1」の説明を終わります。

続きまして、次ページ「協会－2」の「2. 港湾労働者派遣日数別就労状況」をご覧ください。港湾労働者を派遣出来る日数は、現行制度では1人1月あたり7日を超えないものと上限が定められております。この表は、港湾労働者が1ヶ月間に派遣就労した日数、1日から7日、別に計上しております。左端が延べ人員、延べ就労日数になります。右端の欄に就労日数別実人員の合計から月平均を算出しております。見ていただきますと、26年度が165.8人、27年度が127.0人、27年度の12月までが135.3人、28年度の1

2月までが139.4人ですから、前年度の同時期と比較しますと4.1ポイントの増となっております。

続きまして、「3.各種講習会等開催状況」でございます。港湾労働安定協会といたしまして、派遣元責任者講習を年2回、雇用管理者研修会を年1回開催いたしておりますが、その内容、参加人員等でございます。

続きまして、「協会－3」の「六大港支部別派遣事業取扱状況」でございます。上の表が「1.派遣許可事業所・派遣対象労働者状況」でございます。各年度末と昨年12月末現在の事業所数、労働者数となっております。下の表が「2.派遣業務取扱状況」でございます。表の左側が各支部のあつ旋申込数、右側が派遣数となっております。表の中段、28年度12月までの行をご覧ください。左端のあつ旋申込数の合計を見ていただきますと、六大港の合計が170,922人で、その上段の27年度の12月までが177,420人ですから、比較しますと人数で6,498人、3.7%の減となっております。同じく、28年度の右側の派遣数の合計におきましては、六大港の合計が20,461人で、その上段の27年度が20,373人ですから、比較しますと、人数で88人、率で0.4%の増となっております。

続きまして、「協会－4」になります。「大阪港船内荷役取扱状況」をご覧ください。大阪船内荷役協会さんから資料提供をいただいたものです。船内荷役の「隻数」、「口数」と口数の中の「革新船荷役」、「在来船荷役」の状況を計上しております。26年度、27年度及び28年度の4月以降各月の状況、また昨年度と比較するために27年度と28年度の12月までの累計数を計上しております。表の4行目の28年度12月までの累計の欄をご覧ください。左端の隻数は6,128隻です。その上段の前年12月までが6,276隻ですから、2.4%、148隻のマイナスとなっております。その横の口数では革新船、在来船の合計で7,646口です。同じくその上段の前年12月までが7,842口ですから、196口、2.5%のマイナスとなっております。また、口数全体に占める革新船荷役の割合は、下の表の右側に、革新船荷役占有率として表示されています。平成28年12月末現在で、76.8%という状況でございます。

以上で、大阪港における港湾労働者派遣制度の取り扱い状況についての説明を終わらせていただきます。

( 石田部会長 )

ありがとうございました。

それでは、ただ今説明のありました2つの議題につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いします。

( 三宅委員 )

三宅です。パトロールでワッペン未貼付が3件ということで、それから1月に、もう1件追加があったとのことでした。パトロールは、港湾運送事業法上の行為を行っているところ、港湾労働法上という指定倉庫を見てまわっています。これの何が問題なのかというと、港湾指定倉庫の定義が問題となっています。今、経済環境や物流の変化で、昔は倉庫会社の倉庫、若しくは港湾局、府も市も、これを借り受ける上屋、これは港湾運送事業の何らかの許可事業、元請の関係、海貨の関係ですね、これだと港湾貨物を10%以上扱うので、これは、労働局と近畿運輸局の関係で、取扱いの資料を基にして、港湾倉庫の指定を受けてくださいということになります。そういうことになると、港湾労働法が適用されて、いわゆる登録港湾労働者を使いますとなります。ところが、物流の変化で、大型流通施設と言われるものが、A社だとか、B社だとか、C社だとか、この平成30年位までに、27万平米か27万坪か分かりませんが、これだけ予定されています。これはもちろん臨港地区以外も全てですが。ここに従来、港湾の指定倉庫や、港湾事業者が行っていた作業が、全部とは言いませんが、粗方が移っています。昔はコンテナターミナルに、コンテナフレートステーション、これは輸出がメインのようなかたちで、まだ日本が政策的に、製造業が国中に多くあった時代、これが続いていました。しかし、今は、その機能というのをご存じのように、ありません。ただ、輸入というかたちに代わって、大阪港でいえば、そういう大型流通施設で、コンテナからバン出しをして、荷捌きをする。なおかつ、それが一棟貸しではありません、一棟貸しの施設もあるんですが、ほとんどが大型の流通施設ですから、ワンフロアが1万平米近くあるようなフロアが、なおかつそれを区画割で、三分の一を借りるとか。そうすると港湾指定倉庫の定義はどうなるのか、私が教えていただきたい部分はそこです。

港湾の指定倉庫の届出をしてくださいね、もちろん借り受けたら、港湾運送事業者が借りる場合もありますが、現実的には、ほとんどが港湾を利用するみなさん方が借り受けている。港湾運送事業の許可を受けているみなさん方ではないんです。ただ、そこで、いわゆる臨港地区においては、港湾労働法は置いておいて、港湾運送事業法の関係と大阪港の雇用システム、事前協議システム、業界とのシステムの中でやるものですから、借り受け者がそこに元請・作業会社、元請直営となってきます。ところが、借り受け者が港湾運送事業者で指定倉庫の届け出が滞っているところがいっぱいあるでしょう、これは規定がないものだから、一棟貸しじゃないものだから、どういうふうになっているのかというと、本来、登録港湾労働者であるべき労働者がおらずに、いわゆる非正規と言われるみなさん、アルバイト、パートのみなさん方が、本来我々がやるべ

き仕事をしている。これが問題なんです。だから時代にあわせて、一つはこの港湾労働法そのものの指定倉庫の定義を研究していただいて、見直す。このことは、厚生労働省にも、私は言っています。業界にも言っています。業界と一緒にあって、行政も、この時代に合った港湾施設の在り方にしないと、パトロールをしても、今の段階では、未貼付だったり、登録港湾労働者がいるものだからこういうことになるんです。我々が、法律を超えた目で見ると、我々の職域を犯しているみなさん方は、港湾労働法違反の、登録港湾労働者以外の方が仕事をしています。ここが問題なのです。だから、この表だけを見ていると、まさに大阪港は立派な港だということになるんですが、実は、実態はそうじゃないというところを一つ報告をして、是非、我々も動きますが、大阪労働局も業界のみなさん方にも動いてもらわないといけないという課題であります。

もう一点、港湾雇用安定等計画の改定時期には言うんですが、指定倉庫の港湾貨物の10%という定義も、従来のような、府や市の上屋のキャパなんかしている。そうしたらそこで、大体10%やっているというのは想像がつくんんですが、先ほど説明した大型流通施設の中で10%ということになってくると、100万トンの10%、10万トンの10%。この定義についても、倉庫指定をするときに、最初に言った話とリンクさせて言うと、10%の価値観はどこにあるのかという話になるので、これも併せて、いわゆる改善というか時代に合った形に変えていく必要があるというふうに思っております。

それから、もう一つの観点は、また後で資料の説明があるかもしれませんが、港湾労働法の適用範囲というものがありますよね。その範疇の中で、昨年も言わせていただきましたが、指定倉庫の届け出をしているかどうかにかかわらず、例の、D社とE社の件ですね、この件において、近畿運輸局ともいろいろ話をして、これについては港湾運送事業の行為だと断定はしない、もちろんこれは、庫内作業の話です。バン出しとか、バン詰めといった行為以外の話。この庫内作業については、港湾運送事業法上、断定したことは無い。ところが、大阪労働局は、需給調整部を主にして、港湾労働法の範疇であって、港湾労働者のやるべき仕事だから、一般派遣はできませんということで、派遣法で行政指導をされました。なおかつ、そういうことですから、港湾労働法では、ここでモノを動かす、動かさない仕事以外は登録港湾労働者が必要ですと、大きくこの二点で指導をされました。その部分から行くと、港湾運送事業法と、港湾労働法が、リンクをしないということについて、我々は非常に困惑しています。もちろん、近畿運輸局が所管する港湾運送事業法と港湾労働法という、大津川、神崎川の向こう側の範疇と、これも結構リンクしない部分はあるんですが、少なくともリンクする地域において、国土交通省近畿運輸局所管の港湾運送事業法上の行為ではないと言いながら、厚生労働省大阪労働局は、これは港湾の仕事



ですと言っている。我々は業者さんのところでの我々の安全パトロールも雇用秩序の問題もひっくるめて、ちょっと矛盾がありはしませんか、これについてもちょっと整合性を持たすことも必要ではないですか、ということをお願いしてきていて、遅まきながら、昨年あたりから実はそういうところのパトロールをやっています。

それと、もう一点だけ言わせていただきますと、実は、これは運輸局の管轄でいうと、営業倉庫の届け出をして、寄託貨物の場合については、港湾運送事業法上の行為から除外になっています。沿岸も船内も、499も。これに港湾労働法の適用がされるかどうかというのは非常に悩ましい話です。たまたまそれをやっているところが、いわゆる港湾労働法の範疇の区域だったらどうなるのかということがあって、それについても、港湾運送事業法と港湾労働法の温度差が非常にあります。隣と隣でやっていて、営業倉庫の届け出をして倉庫の事業届しかしていないところが、そういった行為をしていた時にどうなるのかという矛盾もあります。その辺のところを我々としては課題に挙げて研究中であり、改善すべき、それから法的理解なり、法的措置が必要ということであれば、求めていかないといけないという立場です。別の観点で、港湾運送事業者が、非正規とパートとアルバイトに我々の本来やるべきところを全てとられてしまうという危機感を持っています。そういうことになれば、ここでやっている労働部会の意味も吹っ飛んでしまう。そういう観点から発言させていただいております。

( 石田部会長 )

ありがとうございます。

以上、ご発言に対して何かございますか？

( 小阪係長 )

大阪労働局の小阪でございます。

まず、机上配布の資料で港湾労働法適用港の港域図と港湾倉庫の適用区域というものを表でつけさせていただいているところです。こちらが港湾倉庫適用区域ということになるのですが、ここにある、例えば、先ほど仰られた、倉庫の関係、これの指定をする、もしくは、解除するということにつきましては、港湾労働法におきまして、順序といたしましては、倉庫荷役の取扱量の調査をします、これに基づいて、海側の荷物10%というところ、先ほど、三宅委員からも言われましたが、取扱量の多いところ、少ないところ、これをどのように扱うかというところですが、これについては現行の法律、港湾労働法におきましては、多い少ないという規定はございませんので、こちらにつきましては、

ご意見があったということで、厚生労働本省にもお伝えさせていただきます。次回の港湾雇用安定等計画、港湾労働法の改正はあるかどうか分かりませんが、大阪の港湾労働部会の意見として上げさせていただきたいと思います。

それから、倉庫の違法事象ということで、港湾運送事業法と港湾労働法が一致していない部分、いわゆる港湾倉庫の問題ということは、以前、労働局の需給調整事業部が、指導したところから、大阪港においては色々なところで波及しているところです。こちらの整理につきましては、あくまで、港湾倉庫に指定されているところでの作業が違法であったということをご認識いただきたいと思います。指定していない倉庫において、バン詰め、バン出し以外の倉庫内の作業については、現状、今までは指導されていなかったというところがありますので、そのところは明確なものは無いものですから、今後、どうするかということにおきましては、やはり、本省とも協議していかなければならないと思っております。

後は、先ほど仰られました、マルチテナントの倉庫指定につきましても、倉庫量調査をしているんですけども、現行法におきましては、三宅委員が先ほど仰られましたように、一棟貸しの部分で港湾倉庫の指定をしていきますので、ワンフロアごとというのが、時代にあっていないということでございますので、その辺についてもご意見としてお伺いし、本省に情報提供していきたいと思っております。

( 田畑課長 )

近畿運輸局貨物・港運課長の田畑です。港湾運送事業法の所管をしておりますので、お話が出ました部分でご説明をさせていただきます。

先ほど港湾労働法の適用エリアのお話がありました。三宅委員からもご指摘がありましたように、港湾運送事業法と、港湾労働法の適用エリアというのは、相違しております。港湾労働法の方は先ほどの資料にもございますように、具体的に大阪港水域の内陸岸から200mの範囲内ということで、陸岸側の明確な規定がございますが、港湾運送事業法については、水域、水面については、政令で規定されておりますが、陸岸側については、規定はございません。一般的、社会的通念上そこをエリアに含めるのが妥当かどうかというのを判断しております。ですから、その部分において、重ならないということが、事実上ございます。ただ、我々が、港湾運送事業法を適用するのは、エリアだけでなく、そこで行われている行為が港湾運送事業法上に定められている行為かどうかということで判断いたしますので、船積み貨物、船から降ろした貨物、もしくは、船へ積み込むような貨物、以外の貨物、いわゆる山側の貨物、陸、陸で移動するようなものは、港湾運送事業法の対象貨物とはなっておりません。それと、

営業倉庫などで扱う、寄託貨物といわれているものについては、これは港湾運送事業法上の行為には該当しないということで整理しております。

A社等の大型流通施設の一部貸しの話でございますが、これにつきましては、荷主がスペースを借り受けて、そのなかで、船積み貨物を扱うのであれば、港湾運送事業者がそこで作業をするということに関しては問題の無いものとして考えております。

あと、具体的に、過去のE社のお話ございましたが、これは私ども近畿運輸局としては、当時は、寄託貨物であるということでお話を聞いておりましたので、港湾運送行為としては考えておりません。以上でございます。

( 石田部会長 )

ありがとうございます。

他にご意見等ございませんでしょうか。

( 石黒委員 )

色々、統計資料等ご説明いただきありがとうございます。

解釈の仕方を教えていただきたいのですが、大阪港において、常用の日雇労働者直接雇用の部分について、他港と比べて少ないですし、他港と比べて減少しているということの読み方ですが、安定等計画の中では、「直接雇用の日雇労働者の利用が例外的となるように努める。」となっております、今の水準が例外的と言える水準かどうかというのをどのように解釈したらよいのか教えていただけますでしょうか。

( 小阪係長 )

日雇労働者の雇用についてですが、港湾労働法におきましては、常用の労働者を使うことを原則としており、常用労働者で対応できない部分につきましては、港湾労働者派遣事業を使っていただく、それでも対応ができない場合に、直接雇用の日雇労働者ということになるのですが、その前段として、安定所の方に求人を出していただき、なおかつそこでマッチングする労働者がいない場合について、直接雇用の日雇というのが出てくるというシステムになっております。また、大阪港における日雇労働者につきましては、関連事業についてのみということになっております。

( 栗田委員 )

少しよろしいでしょうか。

今の件なのですが、大阪労働局の説明資料(2)の資料1、この表を見てい

ただければ明らかにわかるのですが、このなかで昭和41年以降、登録日雇という欄に、日雇数が計上されています。それが昭和63年以降0になっているんですね。このときに港湾労働法が改正されまして、いわゆる企業常用並びにセンター常用以外は使わないということが、中央の労使協定で結ばれたわけです。その後、規制緩和が始まりまして、平成11年にセンター常用が無くなり、今の港湾労働者派遣制度ができたということですので、今の労使協定でいきますと、船内及び沿岸作業については、常用港湾労働者以外は使わない。ただし、関連作業についてはこれから除くという協定になっておりますので、大阪港は関連事業以外は日雇労働者は使わないということになっております。他港では、今でもありますけれども、それまでの法律で行きますと、いわゆる常用港湾労働者で対応できない部分については、職業安定所に求人を申し込み、ただし、登録日雇港湾労働者がおりませんので、十条但し書きということで、直接雇用を行うということで他港では未だにそういう部分があります。特に、東京、横浜は数が多いということになっております。そういうふうに移りましております。

( 石黒委員 )

資料の読み方を勘違いしていたかもしれません。

資料3にある日雇労働者の数は、安定等計画の「直接雇用の日雇労働者の利用が例外的となるように努める。」これとは別の意味合いですね。

( 小阪係長 )

資料2を見ていただきますと、日雇労働者ということで、大阪が64、名古屋が19で、それ以外の所はかなり多い数字となっているかと思いますが、安定等計画にございます、「日雇労働者問題に対応」というところは、今のところになるかと思えます。

( 石黒委員 )

ありがとうございます。

( 石田部会長 )

他にございませんか。

それでは、先を急ぐようで申し訳ございませんが、その他の事項に入りたいと思えます。

近畿運輸局貨物・港運課田畑課長より「大阪港における船舶積卸実績等について」説明していただきたいと思えます。

( 田畑課長 )

それでは、1枚目でございますが、「大阪港における港湾運送事業許可(免許)業者数の推移」という資料をご覧ください。平成28年12月末現在で合計185、店社数で145となっております。平成28年4月1日現在と比べますと、1社減少しております。この減少の中身は、沿岸限定事業者のF社というところがございます。港湾運送事業の免許、許可については、条件を付して許可するということが可能ということになっております。当該F社につきましては、G社、子会社も含んでおりますが、そこからの委託業務に限るということでございました。ただ、この委託先であるG社が、大阪港から撤退されたので、委託される業務が無くなったということで、事業廃止に至った次第です。

次に、船舶積卸量の推移ということで、カラーの棒グラフがございますが、一番両端が数字として書かれている、大阪港の輸出・輸入の実績でございます。まず、お断りしておくことといたしまして、大阪港の定義でございますけれども、ここでいう大阪港というのは、大阪市営港の部分である大阪港と大阪府が管理者である堺・泉北港、これを両方を足して港湾運送事業法上は大阪港というふうに呼んでおります。数字を見ていただいても、いずれも、26年度より27年度が減少していることが表れております。

一番下の棒グラフ「品目別積卸実績」を見ていただきたいのですが、明らかに主要な品目としては、このブルーの部分のコンテナでございます。それと、次いで、金属・機械工業品でございます。中段の部分にそれらの増減を数値で表しておりますが、コンテナにつきましては92.3%、金属・機械工業品については93.5%、それぞれ27年度実績で、対前年度比で減少しております。

次のページでございますが、大阪港における品目別の船舶積卸実績を円グラフ化したものでございます。ご覧いただいたように、コンテナ貨物が77.9%と大半を占めておまして、うち実入りコンテナが57.0%、空コンテナが20.8%となっております。

統計上の解説として補足しておきたいのは、私どもが扱っております、この船舶積卸実績といいますのは、コンテナ自体を貨物としてみておりますので、例えば20フィート型でしたら、実入りコンテナであっても、空コンテナであっても、32トンに換算しております。一方、港湾統計等におきましては、みなさま方使われておりますけれども、実際のコンテナの中の貨物の重量で量られておりますので、その辺りの相違が出てまいります。

平成26年度から二期連続積卸量が減少しているわけなんですけれども、推測にはなりませんけれども、輸入コンテナの取扱量が約333万トン、輸出コンテナの

取扱量が約270万トン減少したということが、この積卸量全体の減少に表れておるのではないかと思います。それぞれ直接の原因として考えられますのは、輸入につきましては、当時の円安傾向をうけての物価上昇、それと平成26年4月1日からの消費税の引き上げによる消費意欲の低下の影響等があったのではないかと考えられるところです。輸出につきましては、中国経済の減退ということで、中国と非常に関係の深い大阪港において、そのあたりの輸出コンテナの取扱量が減少したということが考えられるところです。以上でございます。

( 石田部会長 )

ありがとうございました。

今の意見を含めまして、他にも何か、議題の1、2も含めましてご意見等ございますか。よろしく申し上げます。

( 三宅委員 )

これは、何回も前からあるのですが、物流の変化があるときなので、厚生労働省の予算措置もあるんですが、部会の開催時期の問題と、回数の問題についてです。年に1回という形ではなく、必要に応じて、必要なければ年1回でいいんですが、行政手法的にいうと型にはめるとそこから崩せないというのを何とかして欲しいんですよ。必要があれば、2回3回というのもいいでしょう。

そういう関係でいいますと、オブザーバーで出ることが可能なのかなのか分かりませんが、需給調整事業部。いわゆる港湾労働の適用除外の関係。先ほど言ったこととは、ずれるんですが、いわゆる検数、検量の問題。これは港湾労働法を適用するかどうかということについて、派遣法が変わったりして、実は、これが先ほど言った流通倉庫の中に、違法な二重派遣であるとか、三年以上在籍をさせて派遣をしているとか、職業安定法にも抵触するようなことになっているので、可能かどうかは別にして、需給調整事業部にもいてもらおうと、我々も相談に行っているのですが、事情を知っていただくとありがたいなというふうに思っております。ひとつ、可能かどうかは別にしてご検討願いたいなと思います。

( 小阪係長 )

部会の開催回数につきましては以前から、色々ご意見をいただいておりますし、開催時期につきましても、皆様、非常にお忙しい時期というのはわかっているのですが、その辺の意見につきましては、厚生労働省の方に予算措置等してもらおうように、意見をあげておきたいと思っております。中央の審議会がやはり

3月に開催される関係で、六大港の意見を集約しまして、中央で港湾労働専門委員会を開催される関係上、この時期になっているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、需給調整事業部の参加につきまして、こちらの方も検討をさせていただきたいと思っておりますので、ご意見としてお伺いさせていただきます。

( 石田部会長 )

他にご意見ございますか。

( 石黒委員 )

また、質問をさせていただきます。

大阪港で積卸貨物量が減少している一方で、常用労働者数が増加しているというのは、今、三宅委員がご指摘になった、物流の変化で直接の積卸業務以外の業務が増えていることの影響なのでしょうか。

( 三宅委員 )

私が言ってもいいでしょうか。

実は、これは全てではないとは思いますが、大阪港の労使、特に労働組合の方が呼び掛けて、いわゆる、違法就労、違法派遣の取締りについては、ここ数年来非常に強化しています。そういうことの中で事業者さんがきっちりやっています。それから、一番大きいのは、D社の仕事のE社が港湾労働者であるということで300~400増やした時期があります。堺のHというI社が建てた施設にD社がフロアを借りています。ここでも100名ぐらい増えました。その他の施設についても、キッチリとそういう作業については、港湾労働法の適用範囲であって港湾運送事業行為である場合には、事前協議のシステムの中でどれだけ使ってくれるのですか、入出庫はどうですかと、こういった施設については、別途そういうふうにしています。ですから、例えば一番比較しやすいのは、そういった形でやっているのは、東京港は、大阪港の倍ぐらいコンテナ貨物を扱っているんですが、東京と大阪は輸入港です。ですから、同じような仕事があるはずなのに、大阪港に比べると3,000近く少ない、やはり、違法な行為がまかり通っているんじゃないでしょうかということと、いわゆる臨港地区のエリアというものが、若干変わっている、変わっている中身はよく分かりませんが、真剣に考えるべき時に来ているのではないのでしょうかということです。大阪港の労使が、行政の力を借りて真面目にやっている成果で、年々着実に港湾登録労働者増えているというふうに理解してもらった方がいいのではないのでしょうか。

( 小阪係長 )

我々も分析結果というものは出していないのですが、三宅委員が仰った影響はあるのではないかと感じております。毎月、港湾労働者の雇用届の提出、返納というのが、動いておりますので、特に、届け出を出される事業者様が多くなっているのは事実でございますので、おそらく影響は出ているのではないかと思います。

( 石田部会長 )

よろしいでしょうか。では、意見も出尽くしたようですので、第16回大阪地方労働審議会の議事を終了させていただきます。それでは、事務局の方に進行を返します。議事進行にご協力ありがとうございました。

( 五代儀補佐 )

各委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第16回大阪地方労働審議会港湾労働部会を閉会いたします。

本日は長時間ありがとうございました。